

ベネズエラ2015年国会議員選挙の行方

坂口 安紀

はじめに

ベネズエラでは、カリスマ的リーダー、チャベス大統領(Hugo Chávez Frias)が死去し、後継のマドゥロ政権(Nicolás Maduro)が誕生して2年半が経過した。チャベス政権の14年は、過去80年の同国の歴史で、軍事政権期も含めて最も長い政権期となった。チャベス大統領の路線に忠実なマドゥロ大統領下での2年半を合わせると、チャビスタ(チャベス派)政権は16年半にも及ぶ。

とはいえ、強いリーダーシップやカリスマ性によって有権者の支持を強固なものにしていた前任者とは異なり、マドゥロ大統領のもとでは政権や与党ベネズエラ統合社会主義党(Partido Socialista Unido de Venezuela: PSUV)への支持者が減少しており、「チャビスタだがマドゥリスタ(マドゥロ支持者)ではない」層が拡大している。

そのようななか、2015年12月6日には国会議員選挙が実施される。後述するように厳しい経済社会状況にあり、支持が縮小傾向にあるマドゥロ政権にとって、これはきわめて厳しい選挙になることが予想されている。チャベス・マドゥロ両政権は、議会・司法府・国家選挙管理委員会(Consejo Nacional Electoral: CNE、以下「選管」)・検察庁など、本来ならば政治的に中立であるべきものも含めて、すべての国家権力を支配してきた。しかし、今回の国会議員選挙でチャベス派が過半数を失うと、国会内のみならずそれ以外の国家権

力におけるチャベス派支配が少しずつ崩れていき、中期的に政権交代に向けてソフトランディングの準備段階となる可能性がある。

本稿では、国会議員選挙の仕組み、中長期的にみた過去の選挙動向と直近の世論調査の結果、現在の政治経済状況を概説し、今回の国会議員選挙の意味と展望、そして今後ベネズエラの政治全般に短中期的に与えるであろう影響について考察を進める。なお本稿は10月に脱稿予定であり、出版される頃には、すでに12月の国会議員選挙の結果は出ており、本稿の短期的見通しとは異なる結果となっている可能性も否定できない。しかし、本選挙に関する説明や背景要因、中長期的な状況については、妥当性を失わないと考える。

I 国会議員選挙

1 ソフトランディングの準備となる可能性

チャベス政権初年(1999年)に成立した現憲法は、五権分立(立法権・行政権・司法権に加え、選挙権力[選管]と市民権力[検察庁・会計検査院・オンブズマン])およびそれぞれの独立性を規定している。しかしながら、そのすべてをチャベス派が支配することによって、チャベス・マドゥロ両政権の長期政権化が可能となった。今回の選挙がそれを徐々に崩していく準備段階となり得るのは、とくに国会に以下の権限が与えられているか

らである。一つは大統領授権法 (Ley Habilitante) と呼ばれるもので、一定の問題解決や目標達成のために、国会が大統領に対して一時的に立法権を付与するものである。これはチャベス政権以前の旧憲法下でも存在した制度であるが、チャベス・マドゥロ両政権はこれを多用することで、国会の審議を経ずにさまざまな重要法案を成立させ、機動的に制度変革を行うことが可能であった。憲法は、国会が授権法を大統領に付与するためには5分の3以上の議員の賛成が必要と規定しているため、今回の国会議員選挙でチャベス派がそれに満たない場合(単純過半数を獲得していたとしても)、マドゥロ政権の政治経済変革の機動力が削られることになる。

もう一つは、国会が選管や最高裁判事などの任命権を持つという点である。これらは透明で公正な選挙を担保するはずであるが、憲法において政治的中立性が求められている選管委員5人のうち4人は常時チャベス派に占められている。選管委員長が離任後にチャベス政権の副大統領に就任したケース、与党選出国会議員を辞任して選管委員に就任したケースなど、選管委員が政治的に中立でないことが明らかなことも多い。したがって、本選挙において反チャベス派が躍進して3分の2以上の議席を確保すれば、任期が切れる選管委員や最高裁判事の後任の選出において、チャベス派による支配を終わらせることができる可能性がある。そうすれば、徐々に選管や最高裁における政治的中立性が回復し、今後の選挙や国民投票において、中期的にはより透明性の高い選挙の実施可能性が高まる。

2 国会議員選挙の制度

ベネズエラは、チャベス政権の初年(1999年)に制定された新憲法において二院制が廃止され、

一院制 (Asamblea Nacional) となった。ベネズエラでは従来、少数派の政治意思も国政に反映することが可能な比例代表制原則が1961年憲法に規定されており、その原則はチャベス政権下で制定された1999年憲法においても引き継がれている。とはいえ、比例代表制のデメリットを相殺するために、1990年代以降、小中選挙区制が一部導入されるようになり、両制度の併用制となっていた。比例代表部分は各政党が事前に候補者リストを決める拘束式であり(ベネズエラでは“lista”、「リスト式」と呼ばれる)、小中選挙区部分は党名ではなく候補者の氏名によって選ぶことから“nominal”(記名式)と呼ばれている。比例部分の選挙区は州単位だが、小中選挙区制部分では州がさらにいくつかの選挙区に分割されており、各選挙区からの選出議席数は人口によって規定されている。また、ベネズエラには約72万人(人口の2%強)の先住民が居住しており、彼らの政治参加の権利を守るために3議席の先住民枠が規定されている。

これらに基づき、選管は2015年国会議員選挙においては、小中選挙区制で113議席、比例代表制で51議席、先住民枠で3議席の合計167議席の国会議員を選出すると発表した。各選挙区の選出議席数は人口によって規定されるため、人口増加により前回の国会議員選挙の165議席より2議席増えることになる。

国会議席数が167となると、法案成立などに必要となる必要議席数も若干変わる。一般法案の成立などに必要な過半数は84議席、大統領授権法の承認に必要な5分の3は101議席、選管委員や最高裁の任命・罷免・組織法(Ley Orgánica)の改正・制憲議会の召集などに必要な3分の2は112議席となる。

比例代表制・小中選挙区制ともにメリット・デメリットがある。小選挙区制のデメリットは、各選挙区で最多得票の候補者のみが議席を獲得で

き、2番目以降の支持を獲得した候補者は落選となるため死票が増えること、そして最大勢力が全国的な得票率を上回る議席率を確保することができ(得票率と議席率の乖離^{かいり}が大きくなる)、最大勢力にとって有利に働くことである。前回の国会議員選挙の前年(2009年)に、チャベス派が支配する国会は選挙法を変更し、その結果、小中選挙区制と比例代表制の併用ではあるものの、より比例部分の影響が小さい制度、すなわち最大勢力がより多くの議席を獲得できる制度となった¹⁾。

また、2009年の制度変更では「一票の重み」に大きな格差が生まれた。その結果、人口の少ない内陸部のデルタ・アマクロ州やアマソナス州と、人口が多い都市部を含む首都区・ミランダ州・スリア州・カラボボ州などとの1票の格差が最大6倍近くになった。都市部では相対的に反チャベス派が優勢で、人口の少ない内陸部ではチャベス派が優勢であることから、この1票の格差はチャベス派の議席獲得に有利に働く。

これらの制度改革の影響は、前回の国会議員選挙で大きな政治的インパクトをもたらした。表

1が示すとおり、得票率でいえば、チャベス派は49.7%と反チャベス派の50.3%に及ばなかったにもかかわらず、議席占有率では6割近く(165議席中98議席)を占めたのである。一般法の成立に必要な過半数(83議席)を確保したのみならず、先述の大統領授権法の承認に必要な5分の3(99議席)にわずか1票差に迫った。そして2013年には、ともにチャベス派が支配する会計検査院と最高裁の決定により、大統領授権法に必要な議席数を操作し、マドゥロ大統領へ授権法を付与することに成功したのである。

このように、選挙において比例代表制部分が縮小し、多数代表制部分(小選挙区)が拡大すると、最大勢力に有利に働くが、それは最大勢力が反チャベス派に転じた際にも同様に作用するはずである。後述するように、各種世論調査では反チャベス派が余裕をもって優勢であることが伝えられている。とすると、透明かつ公正に選挙が実施されれば、現在の選挙制度において反チャベス派が得票率を上回る議席占有率を獲得する可能性があることが示唆される。

表1 2010年国会議員選挙の結果

	得票議席	議席占有率(%)	得票率(%)
チャベス派	98	59.4	49.7
反チャベス派	67	40.6	50.3
民主統一会議(MUD)	65	39.4	47.2
皆の祖国党(PPT)	2	1.2	3.1
合計	165	100	100

(出所) 国家選挙管理委員会(CNE) ウェブページより筆者作成。

(注) 民主統一会議は反チャベス派政党の統一戦線。皆の祖国党はチャベスから離反した政党で、民主統一会議には合流していないが、独自に強い反チャベス派姿勢を示していた。

II チャベス派への支持の推移

1 チャベス派の得票率の中長期的縮小傾向

過去の各種選挙の得票率をみると、選挙や国民投票におけるチャベス・マドゥロ政権への支持は、2006年頃を境に低下傾向にあることがわかる(表2)。2005年の国会議員選挙では、自動投票機への不信感から(後述)反チャベス派政党が選挙をボイコットしたために、チャベス派の得票率はほぼ100%に達し、その後2010年までの5年間、国会はチャベス派がほぼ完全に支配することになった。しかし、その例外を除き6割前後だったチャベス派の得票率は徐々に低下し、チャベス大統領自らが戦った最後の大統領選挙(2012年10月)においても得票率は前回より7.7%ポイント低下し

ていた。チャベス大統領死去の1カ月後に実施され、チャベス大統領の用い選挙となった2013年4月の大統領選挙では、マドゥロ候補は1%強の僅差での辛勝となった。わずか半年で、チャベス派候補の得票率は5%ポイント、得票数で60万票を失ったことになる。チャベス大統領死去後2年半が経過し、経済社会状況が後述するように悪化しているなかでは、この得票率の低下傾向は続く(または加速する)と予測できる。

さらに興味深いことは、チャベスの最後の大統領選挙でさえ、チャベス大統領は与党ベネズエラ統合社会主義党単独の得票率(42.9%)は、反チャベス派の統一候補カプリレス(Henrique Capriles)の44.3%に及ばず、共産党(Partido Comunista de Venezuela: PCV)をはじめとする小規模左翼政権

表2 チャベス派、反チャベス派の各選挙での得票数(率)の推移

		チャベス・チャベス派		反チャベス派		棄権率
		得票数	得票率	得票数	得票率	
1998.12	大統領選挙	3,673,685	56.2%	2,613,161	40.0%	36.6%
1999.4	制憲議会設立を問う国民投票 ^{a)}	3,630,666	87.8%	300,233	7.3%	62.4%
1999.7	制憲議会議員選出選挙 ^{b)}	3,163,768	62.1%	1,233,299	24.2%	53.7%
1999.12	新憲法承認の国民投票 ^{a)}	3,301,475	71.8%	1,298,105	28.2%	55.6%
2000.7	大統領選挙	3,757,773	59.8%	2,359,459	37.5%	43.7%
2004.8	不信任投票	5,800,629	59.1%	3,989,008	40.6%	30.1%
2005.12	国会議員選挙 ^{c)}		96.0%		3.0%	75.0%
2006.12	大統領選挙	7,309,080	62.8%	4,292,466	36.9%	25.3%
2007.12	憲法改正の国民投票 A ブロック ^{a) d)}	4,379,392	49.3%	4,504,354	50.7%	n.a.
	憲法改正の国民投票 B ブロック ^{a) d)}	4,335,136	48.9%	4,522,332	51.1%	n.a.
2009.2	憲法修正の国民投票	6,310,482	54.9%	5,193,839	45.1%	29.7%
2010.9	国会議員選挙 ^{c)}	5,620,159	49.7%	5,688,986	50.3%	35.3%
2012.10	大統領選挙	8,191,132	55.1%	6,591,304	44.3%	19.5%
2013.4	大統領選挙	7,587,579	50.6%	7,363,980	49.1%	20.3%

(出所) 国家選挙管理委員会(CNE)のウェブページ、および坂口(2010, 20)より坂口・Héctor Briceño作成。

(注) a) 国民投票や不信任投票では、チャベス政権または政権の提案を承認する方を「チャベス・チャベス派」、拒否する方を「反チャベス派」と分類。b) 複数記名式で実施され、有権者は1票以上を投票した。選挙結果は得票率で示されており、得票率は得票率からBriceñoが計算したもの。c) 国会議員選挙は州ごとの比例代表制と小中選挙区制の併用制で実施される。国家選挙管理委員会のウェブページでは、チャベス派、反チャベス派で国レベルで集計されたもの、あるいはその分類で簡単に計算できるかたちで集計されたものがない。そのため、2005年の国会議員選挙については同時に実施されたラテンアメリカ議会議員への投票結果を推計値として記載している。2010年については、比例代表制部分のみの得票数で計算している。d) 69条項の改正提案を二つのブロックに分けて国民投票が行われた。

との選挙協力でようやく勝利したという事実である。この傾向は、マドゥロ候補が戦った大統領選挙ではより顕著になる。与党単独のマドゥロ候補の得票率は41.3%となっており、再度反チャベス派の統一候補となったカプリレスの49.1%に7.8%ポイントも水をあけられた。

2 世論調査の結果

選挙結果からみられるチャベス派への支持の縮小傾向は、世論調査による政権支持率などにおいても確認することができる。世論調査(Datanalisis社の毎月の調査、本稿執筆時点の最新は8月)の結果は、マドゥロ政権の支持率が大きく低下していることを示している(図1)。2013年には5割前後だった支持率は、2014年に入ると継続的に低下し、2015年には25%を切るようになった。

政権への支持の低下は、回答者自らの政治的立場の認識にもみられる(図2)。自身はチャベス派であると回答する人は、マドゥロ政権誕生時(2013年4月)の44.4%から、2015年7月には20.6%と半減する。一方で、自身は反チャベス派であると回答する人が、同時期に25.8%から42.7%へと拡大している。チャベス大統領の生前には、チャベス派支持の縮小が必ずしも反チャベス派支持につながらず、むしろ両方ともに与しない“Ni-Ni”派(どちらでもない)と呼ばれる層の拡大につながることがしばしばあり、この層の動向が選挙予想において不確実性を高めていた。しかし図2が示すように、マドゥロ政権下ではチャベス派の縮小が反チャベス派の拡大につながっていることが注目される。

さらに、12月の国会議員選挙でどの勢力の候補に投票するかという問いに対しても、反チャベス派候補への投票意思を示した人が42.2%となっており、チャベス派候補に対するそれ(19.2%)の約2倍と、大きくリードしている。

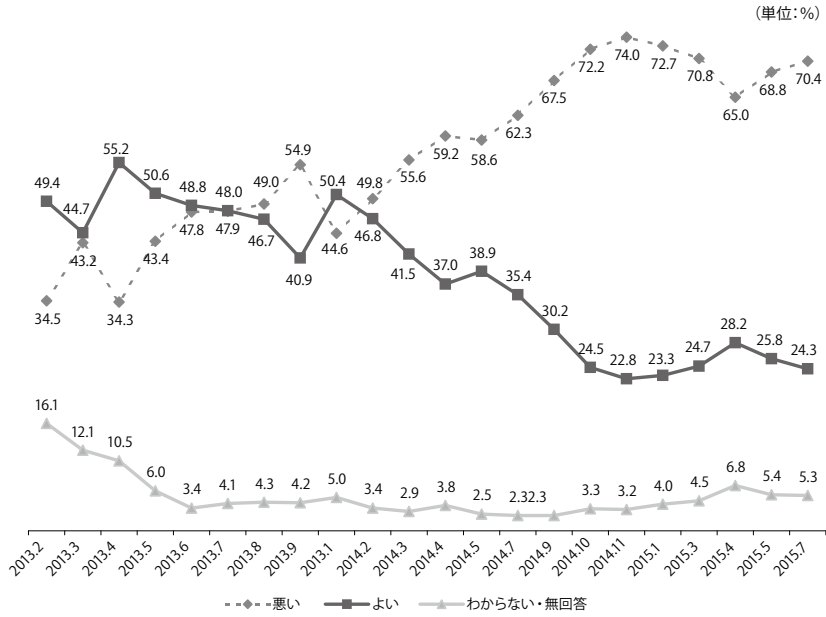
また、国内の主要問題に関する設問に対して(表3)、食品の不足、生活コストの高騰などの経済問題と治安悪化が上位に挙げられている。そして注目されるのが、それらの問題の責任は誰にあるのかという問いに対して、マドゥロ大統領(46.1%)と大臣/政府(13.2%)をあわせ、約6割に達するという点である(表4)。チャベス政権末期にも、それらの経済社会問題はすでに深刻であった。しかし、個人的カリスマで支持者とつながっていたチャベス大統領に対しては、問題の責任者として批判が集まることはなかった。対照的にマドゥロ大統領は、それらの問題の第一責任者として厳しい批判にさらされている。マドゥロ大統領は、これらの経済危機(後述)は、利己主義的な企業家、企業家団体、そして米国政府などが結託してベネズエラを政治不安に陥れようともくろむ「経済戦争」(guerra económica)であると批判しているが、この世論調査からはその説明に賛同する人はわずか3.2%、そしてマドゥロ政権がその責任者として批判する企業、業界団体、米国政府の責任とする人はあわせても1割に満たないことが示されている。

III マドゥロ政権下の経済社会状況

1 危機的なマクロ経済

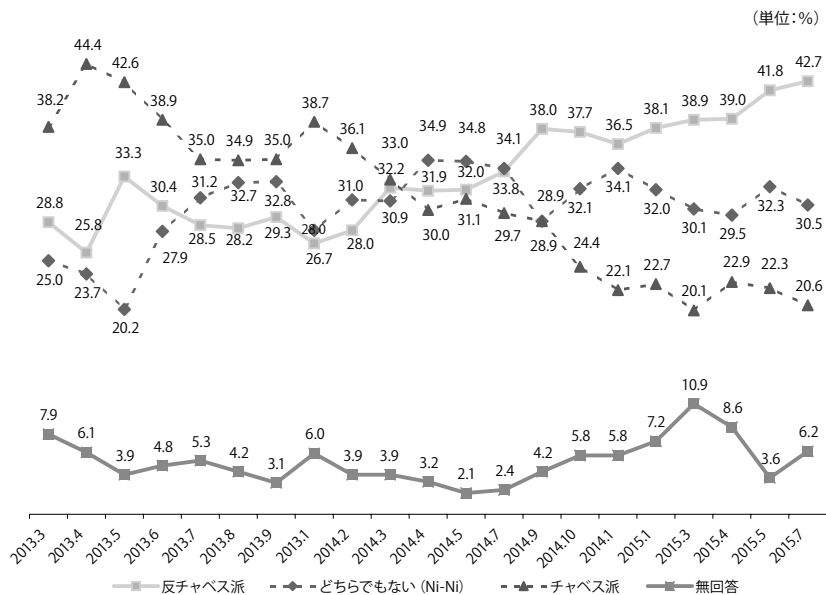
マドゥロ政権への支持率を引き下げ、12月の国会議員選挙で与党の敗北を予想させる最大の要因の一つが、悪化の一途をたどる経済状況と、それに対する国民の不満の高まりである。経済成長率はマドゥロ大統領が政権を引き継いだ2013年に鈍化し始め、国際石油価格が下落した2014年にはマイナス成長に転じ、2015年、2016年にはさらに厳しさを増すことが予測されている。中央銀行は1年近くも経済成長率などのマクロ経済

図1 マドゥロ政権への評価



(出所) Datanalisis (2015)

図2 回答者の政治的立場



(出所) 図1と同じ。

指標を発表していないが、2015年のベネズエラの経済成長率について国際機関は最大でマイナス10%と域内あるいは世界で最悪の数字を予測している⁽²⁾。

国際石油価格の下落で、世界の産油国経済は軒並み打撃を受けているが、なかでもベネズエラ経済の落ち込みは突出している。その背景には、チャベス政権下で財政や輸出の石油依存が高まっていたことや、チャベス政権の国家介入型の経済政策が生産活動の障害となっていることなどがある。チャベス政権以前の1998年には、非石油輸出分野の成長などで輸出額に占める石油の割合が68.8%にまで低下していたが、チャベス政権下で再び上昇して2014年には96.4%に達し、石油依存が高まっていた(BCVウェブページ、<http://www.bcv.org.ve>)。また、国際石油価格の変動が財政に与える影響を緩和するため、チャベス政権誕生直前(1998年)に設置されたマクロ経済安定化基金(Fondo para la Estabilización Macroeconómica: FEM)⁽³⁾が、財政支出を拡大するためにチャベス政権下で無効化されていたことも、マドゥロ政権において国際石油価格の下落のダメージを大きくしている理由である。

さらに、物価高騰と品不足が国民の生活を苦し

めている。2014年のインフレ率は68%であったが、2015年にはインフレはさらに加速しており、200%近くまで上昇することが予測されている。ベネズエラはチャベス・マドゥロ両政権下で、過去10年近く連続してラテンアメリカで最もインフレ率が高い国(世界でも1, 2番目)という不名誉な状況だが、2015年は成長率が最大でマイナス10%、インフレ率が200%弱と予測されているように、非常に厳しい経済状況にある。

インフレとともに国民生活を苦しめているのが、食料品や医薬品といった基礎生活物資の不足である。主食のトウモロコシ粉・肉類・食用油・乳児用の粉ミルク・トイレットペーパーなどを求めて、スーパーの周囲には夜明け前から数時間待ちの行列が建物を取り囲む。生活必需品を求めて毎日のように行列を強いられる国民は疲弊している。7月末から8月初めにかけては、スーパーで行列に並ぶ市民の不満が爆発して暴力的状況に発展し、死傷者と多くの逮捕者が出た。その後、治安当局は軍を派遣する、開店前に店の周囲で行列するのを禁じるなどして、そのような事態の発生を抑えようとしている。しかし、品不足の根本的解決策は講じられず、生活費の高騰と生活必需品の不足が国民生活に大きな打撃を与え、不満が高まっている。

表3 世論調査：国内の主要問題

	(%)
食品の供給不足	24.6
生活コストの高騰	20.7
治安悪化	17.7
経済危機	7.4
買い物時の行列	5.4
汚職／犯罪者に対する無処罰	3.2
経済戦争	3.2
反チャベス派	2.8
政治犯	2.2

(出所) 図1と同じ。

(注) 2%以下の回答は省略。

表4 世論調査：「国内問題の責任は誰にあるのか」

	(%)
マドゥロ大統領	46.1
大臣／政府	13.2
国民	10
食品の生産・流通企業	4.5
企業家／業界団体 Fedecámaras	2.9
反チャベス派	2.5
地方政府・知事	2.4
米国政府	1.4

(出所) 図1と同じ。

(注) 1%以下の回答は省略。

2 デフォルトの懸念

2014年後半以来、ベネズエラではデフォルト（債務不履行）の懸念がささやかれている。マドゥロ政権は、デフォルトが国家経済に深刻な打撃を与えることを理解して、対外債務サービスを最優先してきた。チャベス政権下で政府や国営ベネズエラ石油（Petróleos de Venezuela, S.A: PDVSA）など公的部門の対外債務残高は3倍に膨れ、毎年の債務サービス（金利や元本の支払い）も数十億ドルから100億ドルを超える水準にある。一方で国際石油価格の半落、石油の生産量・輸出量の低下、中国やキューバ・中米カリブ諸国などへの特別条件での石油輸出などで外貨収入は大きく減少しており、外貨準備高は160億ドル前後と数年前の半分近い低水準にある。加えて、ベネズエラの外貨準備高の大半は金やIMFの特別引出し権（Special Drawing Rights: SDR）など流動性の低いものが7~8割を占めているといわれ、外貨現金部分は1日当たりの財輸入額換算で2~4週間分相当の数十億ドルにとどまると推計される。

一方、チャベス政権によってベネズエラ国内の石油事業が国有化された欧米石油メジャーが、補償金の支払いを求めて投資紛争解決国際センター（International Centre for Settlement of Investment Disputes: ICSID）に訴えている。2014年にはエクソン・モビルに対する補償金16億ドルの支払い命令が下され、近いうちにコノコ・フィリップスに対するさらに大きい補償金の支払い命令がベネズエラ政府に下されると予想されている。

チャベス・マドゥロ両政権では、外貨流出を抑えるために厳しい為替レートと外貨取引に対する統制を敷いてきた。マドゥロ政権は、減少を続ける外貨収入を最優先に割り当てることで今まですべての対外債務サービスをかろうじて支払ってきた。しかし、外貨を債務支払いに優先的に割り当

てることで、輸入向けの外貨抛出が厳しく制限されている。その結果、輸入依存度が高い農業や製造業は、肥料や部品などの投入財を輸入できないため国内生産が縮小している。一方で、食品や医薬品など不足する国産品を補完する製品輸入に対しても、外貨がなかなか抛出されずに輸入量が減少しているため、上述したような厳しい品不足につながっている。すなわち、デフォルト回避と食糧不足など国民生活の困難解消がトレードオフの状態にある。

国会議員選挙で劣勢が伝えられるなか、マドゥロ政権としては食品や医薬品の輸入向け外貨抛出を拡大し、品不足を緩和することで有権者の支持をつなぎとめる必要がある。とくに、クリスマスから年末年始という時期に、食品不足で伝統的なクリスマス料理が準備できない、あるいは家族へのプレゼントが買えないという状況は、有権者の支持を失うリスクが高い。

デフォルト回避と輸入向け外貨割当拡大のトレードオフを解消するには、新たな資金調達が必要不可欠である。マドゥロ政権は、優遇的条件で石油を輸出してきた中米カリブ諸国から買掛金を回収したり、海外にある製油施設などの石油関連資産を売却したりして、外貨をかき集めている。IMFの特別引出し権も2015年にはすでに2回引き出し、また外貨準備としての金を担保にした資金調達を模索（売却ではない）しており、すでに考えられる手はすべて打った感がある。このジレンマから抜け出すには、今後中期にわたって中国から新たな資金を獲得できるかがカギになるであろう。

3 貧困と格差の再拡大

チャベス政権が支持を獲得した最も重要な要因として、貧困と所得格差の縮小がしばしば指摘される。実際、チャベス政権下でベネズエラの貧

困率は1999年の49.4%から2013年の32.1%へと大きく低下し、所得格差を示すGini係数も同時期に0.500から0.407へと低下している。しかし、貧困率の推移を経済成長率と重ね合わせてみると(図3)、チャベス政権下での貧困率の変化は、経済成長率と強い相関関係にあることがわかる。そして、経済成長率は国際石油価格によって規定されている。マドゥロ大統領が政権を引き継いだ2013年以降、ベネズエラの経済成長率は再び鈍化した。2014年には国際石油価格の反落によってマイナス成長へと落ち込み、2015年も厳しい経済縮小が予測されているのは前述のとおりである。その結果、貧困率は2014年に48%、絶対貧困

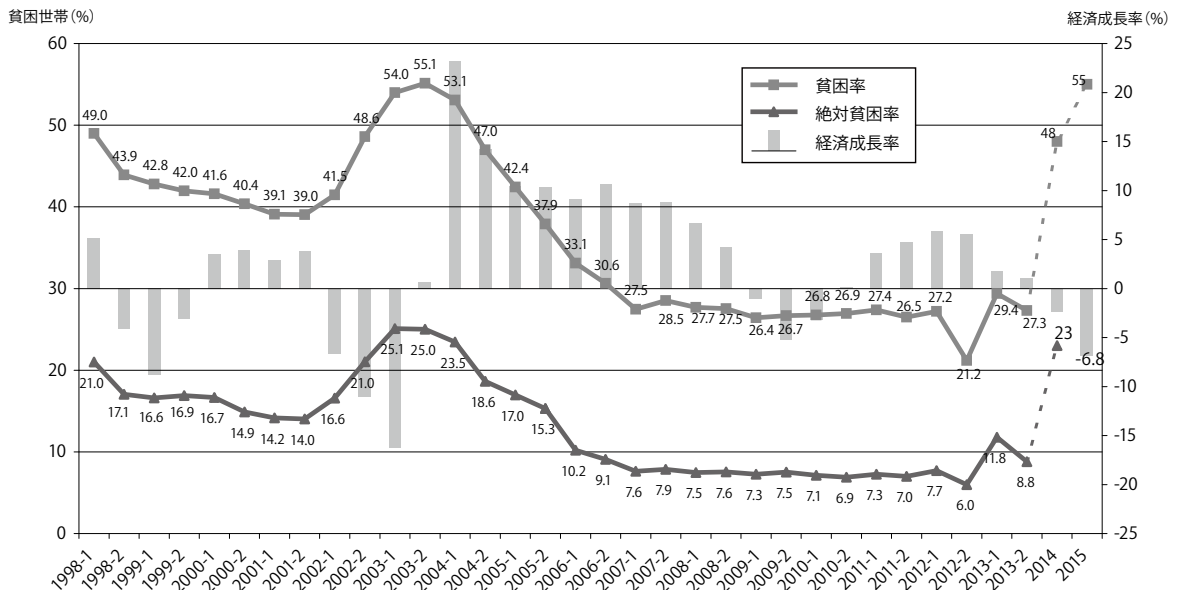
率は23%へと再び上昇し、2015年には貧困率が55%と過半数に至ることが予測されている⁽⁴⁾。前述の世論調査で国民が生活コストの上昇を問題視していることともあわせて、生活が苦しくなっている実感が強いことが推測されるが、それは政権与党の候補者にとって大きなマイナスとなる。

IV 公正な選挙実施への疑念

1 候補者の擁立

候補者の擁立にあたり、チャベス派、反チャベス派両陣営ともに、小中選挙区の一部は予備選挙を実施して統一候補を選出した。残りの小中選

図3 貧困と経済成長率の推移 (1998～2015)



(出所) 国家統計局 (INE) ウェブページより。2014年、2015年の貧困率はカトリカ・アンドレス・ベジョ大学などの調査より (El Universal, 5 de junio de 2015)。2014年の経済成長率は中央銀行が現時点で発表している直近値である2014年第3四半期までの12ヶ月の値。2015年はCEPALによる予測値 (El Universal, 5 de octubre, 2015)。

(注) 貧困世帯とは、1人当たり所得が、1人当たり基礎生活財バスケット価格に満たない世帯。絶対貧困世帯とは、1人当たり所得が、1人当たり基礎食料バスケット(熱量2200カロリー以上)価格に満たない世帯。基礎生活財バスケットとは、基礎食料バスケットに教育や医療といった基礎生活財・サービスを加えて定義される。2013年までの成長率は半年ごとの数値を年率化したもの。

挙区および各州ごとの拘束制比例代表リストの候補者は、党執行部内の調整や政党間協議によって決定された。

29の政党から形成される反チャベス派の統一戦線である民主統一会議(Mesa de la Unidad Democrática:MUD)は、5月17日に予備選挙を実施し、全国23州および首都区のうち12州と首都区内の33の小中選挙区の統一候補42人を選出した。残りの小中選挙区制と比例代表制の拘束名簿の候補者をあわせた125人については、同会議を形成する政党間のコンセンサスで決定した。

一方、与党ベネズエラ統合社会主義党(PSUV)は、6月28日に87の小中選挙区に関して予備選挙を実施し、98人の候補者を選出した。残りの小中選挙区と比例代表制拘束名簿の候補者69人、およびそれぞれの代理候補⁵⁾167人は、党政治部が選出した。

今回の候補擁立プロセスにおいて反チャベス派は、チャベス派が支配する選管、司法および会計検査院の恣意的とも批判される決定に振り回された。

第一に、反チャベス派の民主統一会議(MUD)の予備選挙が終了し、統一候補者が決定したあとの6月下旬に、候補者数に対していずれの性別も40%以上でなければならないというジェンダー・クオータを義務づけると、選管が突如発表したのである。ベネズエラではチャベス政権誕生直前にジェンダー・クオータを規定する選挙法が作られたが、同法は2009年に廃止されており、現行の選挙法ではジェンダー・クオータは規定されていない。

しかも、憲法は選挙の6カ月以内に選挙のルールを変更することを禁止しており、6カ月を切った時点での今回のクオータ制導入は、選管による憲法違反であるといえる(*El Universal*, 26 de junio, 2015)。しかも、このクオータが小中選挙区制、

比例代表制などの複層的なベネズエラの選挙制度のどの部分(あるいは全体)に適用されるのかといった詳細についての発表が遅れ、反チャベス派は対応をめぐって翻弄されることになった。最終的には、クオータは予備選挙で選出されなかったすべての候補者について適用されることになった。そのため民主統一会議では、すでに決定していた男性候補者から候補を取り下げる人物を選び、新たに女性候補を探すという困難な課題に短期間で対応せざるを得なかった。一方、与党ベネズエラ統合社会主義党は、男女同数の候補を予定していたため影響を受けなかった。

第二に、反チャベス派の有力候補として国会議員選挙に出馬を表明していた、複数の反チャベス派政治リーダーの逮捕や公職追放が挙げられる。反チャベス派リーダーに対する政治的迫害はチャベス政権期から行われていたが、今回の国会議員選挙前にも、とくに反チャベス派内の急進派政治リーダーらに対する政治的迫害が強まっている。最も重要で象徴的なケースが、ロベス(Leopoldo López)である。ロベスは、2014年2月の反政府抗議行動を主導し公序を乱したとの容疑で逮捕状が出された際、市民の犠牲者を出さないために自ら出頭し拘束された。2015年9月にはロベスに対して14年の有罪判決が出されている。また、ロベスと同様に政治的理由で拘束されていたセバジヨス元サンクリストバル市長(Daniel Ceballos)、前回の国会議員選挙で与野党あわせて最多得票を獲得したマチャド元国会議員(María Corina Machado)⁶⁾、ベレス元スリア州知事(Pablo Pérez)らに対して、公職にあった際の公金会計報告の不備などの理由で会計検査院が1年間(ベレスは12年間)の公職追放(立候補をしてよいが、当選しても公職にはつけない)を決定した。彼らは今回の国会議員選挙に

立候補を予定しており、各選挙区で強力な候補者になるとみられていた。反チャベス派陣営では、この決定は不当であるとして抗議する一方で、当選したとしても政府がそのポストへの就任を認めないことは明らかのため、選挙に出るべきか代理候補を立てるべきかで意見が割れた。マチャド議員は出馬をあきらめたが、代替りの候補者選出において民主統一会議(MUD)内で摩擦が生まれた。

2 選挙の不透明性

透明で公正な選挙の実施には、選管の中立性、公正で透明な選挙ルール、メディアの選挙公報や選挙関連報道における中立性や公正性、中立的な選挙監視などが重要である。しかし、チャベス・マドゥロ政権下の選挙では、これらの点において不透明性が高まっている。

選管が憲法に反して上述のタイミングでジェンダー・クォータを義務づけたことに加え、政府派に有利になるような選挙区の変更(ゲイリーマンダリング)が、前回選挙に続き今回も、説明もなく行われた。カラカス首都圏のなかでも、反チャベス派が強く、カプリレスなど反チャベス派の有力政治リーダー数人を輩出しているエルアティージョ、バルータの両選挙区が廃止され、チャベス派が圧倒的に強い貧困層居住地域を含むバジュ・デル・トゥイ選挙区に吸収された(*El Universal*, 16 de abril, 2015)。民主統一会議(MUD)は、選管に選挙区変更の基準を説明するよう求めているが、説明はない。

また、反チャベス派は、近年の選挙不正で最も重要なのは有権者登録簿であるとみている。すでに死亡している人の身分証の不正利用や、キューバ人などの外国人に対する身分証の不正供与によって、数十万人規模で有権者登録簿が操作

されているとして、登録簿の監査を求めてきたが、選管はそれを拒否してきた。

選挙監視についても、選管の決定に反チャベス派は不安をつのらせている。反チャベス派は米州機構(OAS)や国連、EU議会の監視団も受け入れるべきと主張したが、選管はそれを拒否し、南米諸国連合(Unión de Naciones Suramericanas: UNASUR)、米州ポリバル連合(*Alianza Bolivariana para los Pueblos de Nuestra América: ALBA*)、メルコスル(Mercosur)、ラテンアメリカ議会(Parlamento Latinoamericano)など南米諸国の地域組織、ロシアやインドをはじめとする外国政府、およびアフリカ連合(Unión Africana)などからの監視団を受け入れると発表した。チャベス政権前期には、米州機構の選挙監視団を受け入れていたが、米州機構がチャベス政権の人権問題を批判してきたことなどから、政府は同機構の選挙監視への参加を認めなくなった。

基本的に、選挙監視は投票日当日に不適切な行為がないかを投票場や集票場で監視するものだが、透明で公正な選挙の実現は投票日当日の監視だけで担保されるものではない。国営のTV・ラジオなどのメディアや、国営ベネズエラ石油(PDVSA)をはじめとする公的な資金・施設・公務員が不正に選挙キャンペーンに利用されることが、チャベス政権では常態化している⁽⁷⁾。チャベス政権下では、国内の反チャベス派の地上波の民放テレビ局が政府によってほぼすべて閉鎖され、その分、国営放送局が増えている。選挙法では、1日当たりの候補者による選挙公報の時間が制約されているが、チャベス派陣営は、国営放送局やカデナ(Cadena)と呼ばれる政府広報(政府が民放も含めて無料で放送を義務づける)を多用して、選挙公報以外でのチャベス派候補のメディア露出をあらかさまに高める。

ベネズエラでは、チャベス大統領に対する不信任投票(2004年)時から自動投票機が導入されている。また、投票機とともに指紋スキャナーが導入されており、有権者は登録簿での氏名や身分証番号の照合にあわせて指紋をとられるため、このシステムでは秘密投票が守られないとの不安を高めている。選管はチャベス派国会議員の求めに応じ、2004年のチャベス大統領に対する不信任投票を求めた署名簿を手渡し、それがネットで公開された経緯がある。それは議員の名をとってタスコン・リスト(Lista Tascon)と呼ばれた⁽⁸⁾。そのリストに名前がある公務員は解雇されたり、国営銀行から融資を受けられなかったり、さまざまな政治社会的差別を受けることとなった。そのリストはその後アップデートされ、20世紀初頭の独裁政権に対して抵抗運動を主導したリーダーの名前をとってマイサンタ・リスト(Lista Maisanta)と呼ばれている。チャベス大統領も、そのリストを政治的に利用してきたことを認めている。2014年4月の大統領選挙では、マドゥロ大統領は半年前の大統領選挙でのチャベス大統領よりも大きく得票数を減らしたが、それを受けて国営放送で、チャベス大統領に投票しながら自身には投票しなかった裏切者90万人(実際には表1が示すとおり60万人)の氏名や身分証番号を把握している、と発言して威嚇した(*El Universal*, 17 de mayo, 2013)。

これらのことから、選管に対する有権者の不信任が高まっている。2015年4月に実施された調査では、64%が選管を信用できないと回答している。「選管が投票結果データを電子的に操作できる」と考える人が57.5%、「秘密投票が守られていない」と答えた人が62.2%、「身分証明書の不正、死亡した人、不正な身分証を持つ外国人による投票がある」と考える人が74.4%となっており、多

くの有権者が選管や現在の選挙システムに強い懸念を抱いていることがわかる(UCAB [2015])。

むすび

チャベス・マドゥロ両政権下では多くの選挙や国民投票が実施され、それが政権の民主主義基盤であるとされてきた。しかし本稿でみてきたように、選挙は実施してもその運営のしかたに政府の恣意性が強くみられ、透明で公正な競争の場となっていない。また反政府派リーダーや市民への政治社会的抑圧、政治犯の増加、メディアへの抑圧など、自由や平等といった民主主義の根本的価値観が尊重されていない。選挙を実施しながらも実態が民主的でない政権を、民主主義のサブカテゴリーではなく権威主義体制のサブカテゴリーとして「競争的権威主義」(competitive authoritarianism)、または「選挙権威主義」(electoral authoritarianism)と定義して分析する研究(Levitsky and Way [2002]など)が過去10年ほどの間に広がったが、チャベス・マドゥロ両政権もその一つであるといえよう。

12月に実施される予定の国会議員選挙では、透明で公正な選挙が実施されれば、反チャベス派が過半数を獲得することは間違いないであろう。しかし、それを回避すべく、マドゥロ政権がさまざまな策を講じることが予想される。第一には、選挙直前にミシオン(Misiones)と呼ばれる住宅・医療などの社会開発政策の拡大などを通じた再分配政策の拡大、対外債務サービスより不足物資の輸入を一時的に優先した食品などの市中への供給、賃金引き上げなど、有権者の生活困難を一時的にせよ改善する策を導入することが考えられる。実際に、10月にはマドゥロ大統領は今年4回目となる最低賃金の引上げを発表している。

第二には、外国との対立関係によって国民の不

満のスケープゴートとし、ナショナリズムを高揚させることで政権への支持をとりつけようとする策である。9月にコロンビアとの国境を閉鎖し、ベネズエラに長年居住してきた大量のコロンビア人を強制国外退去させ、国際社会から批判をあびた。そして犠牲者が一人も出ていないにもかかわらず、コロンビアと国境を接する州において無期限の非常事態宣言を出すという過剰な反応をみせた。マドゥロ政権は、これは、国内の品不足がコロンビアへの密輸によって引き起こされているとしてそれを取り締まるため、またコロンビアから麻薬が持ち込まれるのを防ぐための策であるとす。しかし、このタイミングでの過剰な対応は、国民の不満をそらしナショナリズムをあおることで、12月の選挙での得票に結びつけようとするものであるといえよう。外国との対立を支持拡大に利用するという意味では、4月に東隣のガイアナと長年棚上げになっていた国境問題について急に批判し始めたのもそうである。また、米国のオバマ大統領がベネズエラを「米国にとっての脅威」と宣言し、ベネズエラの政府官僚に対して麻薬取引容疑などで制裁措置をとった際に、マドゥロ政権は即座に反論し、国連で米国を非難して強い姿勢を示した。これにより政権への支持率は一時上昇したが、その後再び下降しており、作戦は長続きしなかった(図1)。

第三には、選挙を中止するため、または選挙当日に選挙プロセスを完了させないために、何らかの非常事態を発生させることである。9月にはコロンビアとの国境の州で非常事態宣言が出されたが、これらの州はいずれも反チャベス派勢力が強い州である。国内各地でチャベス派と反チャベス派の選挙部隊が衝突し犠牲者が出たり、当日に投票所で混乱が起きたりと、何らかの暴力的事件が発生したときに、それを根拠に非常事態宣言

を拡大し、選挙を中止または延期にすることも考えられるであろう。あるいはそのような状況で、チャベス派が掌握している軍に政治的動きがある可能性も排除できない。

もし無事に選挙が実施された場合、前述のようにそれが公正なものであれば反チャベス派が勝利するだろうが、その結果を選管が認めるか否かも注目すべきである。もし選管が反チャベス派の勝利を認めたとすると、チャベス派の政治勢力および市民がそれを受け入れることは想定しづらく、政治社会的混乱に陥ることが予想される。一方、チャベス派が勝利したと発表された場合には、同様に反チャベス派は選挙が公正に実施されなかったとして抗議行動を激化させることが考えられる。

いずれのシナリオにせよ、選挙後、短中期的にベネズエラの政治は混乱することが予想される。選挙を前に政権が財政支出や輸入を拡大すれば、年明けにはそのつけがくる。政治的にも経済的にも厳しい年越しとなりそうである。

注

- (1) 以下、選挙制度変更の詳細は坂口[2010]を参照。
- (2) 国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(CEPAL/ECLAC)は、10月に発表した域内各国の2015年経済成長率予測で、ベネズエラについて域内最低のマイナス6.8%とした(*El Universal*, 5 de octubre, 2015)。一方、IMFは10月発表の*World Economic Outlook*で2015年のベネズエラの経済成長率を世界最下位のマイナス10%と予測している(*Bloomberg Business*, October 7, 2015)。ちなみに、ベネズエラ中央銀行が発表している最新の経済成長率は2014年第3四半期までで、2014年の年率は未発表である。
- (3) チャベス政権誕生直前の1998年11月に、マクロ経済安定化投資基金(Fondo de Inversión para la Estabilización Macroeconómica: FIEM)として設立された。当時は、国際価格下落時に基金からの

資金引き出しには国会上下院両方の承認が必要であったが、チャベス政権下で同基金に関する法改正が繰り返され、資金引き出しに国会の承認は不要となり、大統領の裁量が大きくなるとともに、石油価格上昇時に義務づけられていた基金への入金も実行されなくなった。また、法改正のなかで名称もFEMへと改称された。

- (4) 図2は国家統計局の数字に基づいて作成した。2014年、2015年の数値はカトリカ・アンドレス・ベジョ大学など3大学の合同調査の結果であり、図2と出所は異なる。しかし、同グループの調査の1998年の結果が国家統計局の数値と大きな差がないため、調査の基準に大きな差異はなく、おおその傾向をみるのには差し支えないと考える。2014年、2015年のデータについては、*El Universal*, 15 de junio, 2015.
- (5) ベネズエラでは正規の議員 (*diputado principal*) 一人ずつに対して、死亡や、知事等ほかの公職につくため等の理由で職責を離れた場合のために、代理議員 (*diputado suplente*) の制度があり、正規議員とあわせて擁立する。
- (6) 2015年3月に米州機構 (Organization of American States: OAS) の会議で、マチャドが同機構に、マドゥロ政権に対して民主主義憲章を発動するよう求めるべく発言の機会を求め、パナマが自国の枠でマチャドに発言の機会を与えた。これに反発したチャベス派のカベジョ国会議長が、マチャドの国会議員の職責を剥奪した (*El Nacional*, 24 de marzo, 2015)。
- (7) ディアス・ボランコ [2013], 坂口 [2013] などを参照。
- (8) チャベス派のオピニオンサイト *Aporrea* (<http://www.aporrea.org/actualidad/n4550.html>)。

参考文献

<日本語文献>

坂口安紀 [2010]「ベネズエラ2010年国会議員選挙」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.27 No.2, 15-28ページ)。

____ [2013]「チャベスなきチャベスモ：マドゥロ政権の誕生」(『ラテンアメリカ・レポート』Vol.30 No.2, 3-14ページ)。

坂口安紀編 [2013]『2012年ベネズエラの大統領選挙と地方選挙』アジア経済研究所

ディアス・ボランコ [2013]「2012年選挙運動：10月大統領選挙と12月地方選挙」(坂口安紀編 [2013]『2012年ベネズエラの大統領選挙と地方選挙』アジア経済研究所)。

Levitsky, Steven y Way, Lucan A. (2002) "The Rise of Competitive Authoritarianism," *Journal of Democracy*, Vol.13 No.2, April, pp.51-65.

<外国語文献>

Datanalisis [2015] *Encuesta Nacional Omnibus*, Julio-agosto 同社2015年8月発表。

UCAB (Universidad Católica Andrés Bello) [2015] *Percepciones ciudadanas del sistema electoral venezolano*, 同大学2015年5月発表。

(さかぐち・あき/アジア経済研究所)

[追記]

反チャベス派の最有力リーダーの1人レオポルド・ロベスに対して2015年9月には14年の実刑判決が出されたことは前述の通りだが、このケースを担当した検察官フランクリン・ニエベス (Franklin Nieves) が米国に出国し、10月末にCNNのインタビュー番組において、政府や検察庁の上部からの圧力で、ロベスに対する証拠を捏造したことを告白した。ニエベスはロベスの有罪を立証する証拠は皆無であったと明言し、ロベスおよびその家族、そしてベネズエラ国民に対して謝罪するとともに、同僚の検察官や裁判官に対して、政治的圧力に屈せず、事実を話すよう訴えかけた。(http://cnnespanol.cnn.com/2015/10/27/exfiscal-leopoldo-es-inocente-lo-pusieron-preso-porque-temen-su-liderazgo/)